

教職員定数改善の推進及び教育予算の拡充を求める意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が成立し、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられることが決まった。今後はこれまでの加配定数を減らすことなく、計画どおりに着実に学級編制標準が引き下げられることが大切である。また、少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校に留まることなく実施を進めていくことが必要である。

障害のある子どもたちへの合理的配慮、外国につながるのある子どもたちへの支援、いじめ・不登校への対応など、学校に求められる役割は年々拡大しており、昨年からはこれらに加え、感染症対策を講じながらの学習機会の保障、GIGAスクール構想などへの対応も求められている。

このような課題を学校が抱える中において、一人一人の子どもに丁寧に対応し、豊かな教育による学びと育ちの保障のためには、少人数教育の推進をはじめとする計画的な教職員定数の改善が必要である。また、教職員の長時間労働是正のためにも抜本的な定数改善・人的配置の拡大が必要である。

さらに、教育を行う学校教育設備の環境改善や安全対策を進めていくことも必要であり、そのためには義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育予算を拡充することが極めて重要である。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、小学校同様、中学校においても35人以下学級を早急に実施すること。
- 2 改正された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の計画どおり、小学校における学級編制標準の引き下げを着実に実施すること。
- 3 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策、新型コロナウイルス感染症対策経費など教育予算充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 令和3年6月7日

(議決年月日) 令和3年6月18日

(議決結果) 可決(全会一致)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣